

警備業務標準内容

1 警備機器の設置等

- (1) 指定管理者は、警備業務に必要な警報機及び附帯する一切の装置を警備業務受託者の負担で設置させるものとする。
- (2) 指定管理者は、警備業務受託者に3ヶ月に1回以上の装置の点検を行わせ、その報告書の提出を求めるものとする。
- (3) 指定管理者は、業務委託終了時における装置の撤去について、警備業務受託者の負担で行わせるものとする。
- (4) 警報機等の設置箇所については、本市と協議を行うこと。

2 機械警備の実施時間

- (1) 警備の開始は、指定管理者が退場する際に装置をセットした時からとする。また、入場し装置を解除した時点で終了とする。
- (2) 火災警備は終日とする。

3 事故発生時の対処

指定管理者は、警備業務受託者に次のとおり対応させるものとする。

(1) 火災発生時

警備業務受託者は、休場日、夜間に火災発生を受信した時は、消防機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ適切な処置を講じ、指定管理者及び本市に連絡すること。

(2) 盗難、破壊等発生時

警備業務受託者は、休場日、夜間に盗難、破壊等を受信した時は、直ちに警察機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ、その状況により指定管理者及び本市に連絡すること。

(3) 連絡網

指定管理者は、緊急対策連絡網を作成して、本市及び各業務受託者に配布し、連絡体制を整えておくこと。

4 鍵等の貸与

指定管理者は、警備業務受託者に鍵及びキーカード等を貸与するものとし、その管理義務を負わせ、目的外使用及び第三者への貸与、譲渡を禁じること。

1 業務実施における基本的事項

- (1) 施設利用者に不快を与えないよう、常に清潔できれいな状態に保つこと。
- (2) 作業に当っては、作業の様子が利用者の目に触れず、作業音が聞こえないような工程、作業方法をとること。また、床・壁等の材質に適した清掃方法を採用すること。

2 日常的清掃業務の内容

(1) いわき清苑

作業箇所		回数	作業項目	適用
告別ゾーン	多目的 WC	1 回/日以上	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、祭壇等	項目・回数については、必要に応じ変更すること
	各ホール、各告別室、台車置場、風除室	1 回/日	備品清掃、洗面台清掃、便器水周り清掃、くずかご等の処理、建屋ガラス拭き	
待合ゾーン	WC、多目的 WC、授乳室、湯沸室	1 回/日以上	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、備品清掃、洗面台清掃、便器水周り清掃、くずかご等の処理、ベビーベッド清掃、建屋ガラス拭き、流し台清掃、椅子及びテーブル清掃、中庭清掃	
	廊下、各控室、待合ホール、各待合室、特別待合室、ホール、導師控室（畳敷き）	1 回/日		
収骨ゾーン	収骨ホール、収骨前室、各収骨室、作業室、風除室	1 回/日	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、くずかご等の処理	
管理ゾーン	WC	1 回/日以上	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、くずかご等の処理、備品清掃、洗面台清掃、便器水周り清掃	
	事務室、応接室、更衣室、廊下、湯沸室	1/日		
外構	駐車場、中庭・庭園、建物外周	随時	清掃	
その他	炉室・機械室等	随時	清掃	

(2) いわき南清苑

作業箇所		回数	項目	適用
告別ゾーン	WC	1回/日以上	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、祭壇等	項目・回数について は、必要に応じ変更すること
	エントランスホール、告別室、炉前ホール、台車置場、風除室、会葬者通路	1回/日	備品清掃、洗面台清掃、便器水周り清掃、くずかごの処理、建屋ガラス拭き	
収骨ゾーン	収骨室	1回/日	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、くずかご等の処理	
管理ゾーン	事務室、ロッカー室	1回/日	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、くずかご等の処理、備品清掃、建屋ガラス清掃、洗面台清掃、便器水周り清掃、椅子及びテーブル	
待合ゾーン	WC、多目的WC	1回/日以上	床清掃、壁天井清掃（日常清掃技術で可能な範囲）、備品清掃、洗面台清掃、便器清掃、くずかごの処理、建屋ガラス清掃、流し台清掃、椅子及びテーブル清掃	
	待合ホール、廊下、各待合室	1/日		
外構	駐車場、建屋外周	随時	清掃	
その他	炉室・機械室等	随時	清掃	

3 大規模清掃業務の内容

作業箇所	回数	作業項目	適用
床	年2回以上	床材に適した表面洗浄、絨毯清掃、拭き上げ	炉室、機械室、倉庫は清掃及び整理整頓
ガラス	年2回以上	洗剤洗浄、水切り、拭き上げ	日常的清掃にて実施していない箇所
照明器具	年2回以上	清掃、拭き上げ	
空調機器 (吹き出し口)	年2回以上	清掃、洗浄、拭き上げ	
壁・天井	年2回以上	清掃、拭き上げ	日常的清掃にて実施していない箇所
その他	適宜	清掃、拭き上げ	日常的清掃にて実施していない箇所

4 廃棄物の処理

場内から発生した廃棄物は、指定管理者の責任において法律に準拠し処理すること。

除草植栽管理業務標準内容

1 対象施設

いわき清苑及びいわき南清苑

2 除草植栽管理業務

(1) 指定管理者は、日常的植栽業務に必要な機材等を植栽業務受託者の負担で準備させるものとする。

(2) 日常的植栽業務の内容は、下表のとおりとする。

作業箇所	回数	作業項目	適用
敷地平場・ 進入路	適宜	除草	会葬者等に不快を与えないよう整然とした状態を保ち、収集した草や枝の適正処理を行うこと
	適宜	落ち葉収集	
	適宜	樹木剪定・枝等の収集	
施設内の植栽	適宜	水やり	
施設区域全体	年2回以上	除草	〃
	年2回以上	落ち葉収集	
	年2回以上	樹木の剪定伐採・伐採樹木等の収集、芝及び植木の施肥	

3 廃棄物の処理

植栽作業に係る廃棄物の一切は、指定管理者及び植栽業務受託者の責任において法律に準拠し処理すること。

別紙 4

給水設備保守点検及び簡易専用水道検査業務標準内容【法定】

1 対象施設

いわき清苑

2 設備等

- (1) ポンプ設備 一式
- (2) 受水槽 2箇所（受水槽 5.7 m³、28.0 m³）
- (3) 計装機器 一式
- (4) 減圧弁

3 業務内容

水道法及び同施行規則の規定等に基づき、次のとおり実施すること。

- (1) 簡易専用水道検査 年1回
- (2) 受水槽清掃 年1回
- (3) 給水設備点検 年4回以上

4 注意事項

- (1) 施設の運営に支障をきたさないように実施すること。
- (2) 施設の異常又は、その他の非常事態を発見したときは、直ちに本市へ報告すること。

別紙 5

浄化槽保守点検管理業務標準内容【法定】

1 対象施設

いわき南清苑

2 型式

嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式 120人槽 24m³

3 業務内容

浄化槽法及び同施行規則の規定等に基づき、次のとおり実施すること。

- (1) 水質検査 年1回
- (2) 清掃 年1回
- (3) 保守点検 年4回以上

※ 業務完了時に点検報告書を提出すること。

1 対象施設及び設備等

(1) いわき清苑

項目	規格等	数量等
消火器	粉末消火器 小型（加圧式）	15 本
	強化液消火器 小型（蓄圧式）	9 本
	粉末消火器 大型（車載式）	5 本
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1 組
	操作盤	1 面
	消火栓	6 基
	呼水装置	1 式
自動火災報知設備	受信機 R 型	1 台
	副受信機 R 型	1 台
	中継器 R 型	4 台
	定温式スポット型感知器	41 個
	煙感知器	66 個
	発信機	6 個
	表示灯	6 個
	消火栓起動装置	1 式
	常用電源	1 式
	非常電源	1 式
非常放送設備	音響器具	87 個
	音響器具	5 個
	受信装置	1 台
	自動火災報知設備連動	1 台
	非常電源	1 式
誘導灯及び誘導標識	高輝度型誘導灯	31 台
	誘導灯信号装置	1 台

非常電源（自家発電設備）	原動機	1 台
	交流発電機	1 台
	制御装置	1 組
	始動装置	1 組
	常用電源	1 式
	蓄電池	1 式
防火・防排煙設備	煙感知器	8 個
	防火扉 非常扉	4 台
	防災垂れ壁	1 台

(2) いわき南清苑

項目	規格等	数量等
消火器	粉末消火器 小型（加圧式）	8 本
自動火災報知設備	受信機 P 形 1 級 15 回線	1 台
	副受信機 P 形 1 級 15 回線	1 台
	機器収納箱 P 形 1 級 発信機共	5 面
	光電式煙感知器 2 種露出	57 個
	差動式熱感知器 2 種露出	21 個
	定温式スポット感知器 1 種 150℃	13 個
	定温式スポット感知器特殊 65℃	10 個
非常放送設備	壁掛型非常業務放送装置 80W 10 回線	1 台
	天井埋込スピーカ ATT 無	9 個
	天井埋込スピーカ ATT 付	18 個
	壁掛型スピーカ ATT 付	14 個
	アッテネータ	9 個
誘導灯及び誘導標識	LED 避難口誘導灯 B 級・BL 型	16 台
	LED 避難口誘導灯 B 級・BL 型（片面）	2 台
	LED 避難口誘導灯 B 級・BL 型（両面）	3 台
	LED 階段通路誘導灯	6 台

2 業務内容

消防法及び同施行規則の規定に基づき、次のとおり実施すること。

- (1) 機器点検 年 2 回
- (2) 総合点検 年 1 回

3 保守点検実施者

業務の実施者は、消防設備士または総務大臣が認める資格（消防設備点検資格者）を有するものに行わせること。

4 保守点検の留意点

- (1) 保守点検の作業日、手順及び方法について、予め協議を行い、火葬業務が行われない日または時間帯に点検を行わせること。
- (2) 保守点検実施者が設備機器の故障または点検作業のため、設備の一部または全部の機能を停止しようとする場合、若しくは停止した場合は、直ちにその報告をさせること。
- (3) 保守点検中は、火災発生の信号があるかもしれないことを念頭において業務を実施させること。

5 その他

- (1) 保守点検、調整及び試験等の作業に必要な測定機器、工具及びその他の消耗品材料は、保守点検実施者の負担とすること。
- (2) 設備機器の常備品及び予備品に不足があるときは補充し、不良のものは取替えさせること。
- (3) 故障機器の取替修理は、軽易なものを除き別に発注するものとする。
- (4) 保守点検は、職員立会いのもとに行い、消防関係機関の検査のときは、保守点検実施者に立ち会わせること。

6 報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検の内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式(昭和 50 年 4 月 1 日付号外消防庁告示第 3 号)」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年 10 月 16 日付号外消防庁告示第 14 号）」に定められたものを提出させること。
- (2) 保守点検の結果、消防用設備等の改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出させること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を 1 部（消防署への 3 年に一度の報告の年は 2 部）作成させ 3 年間保存すること。

自家用電気工作物保守点検業務標準内容【法定】

1 対象施設（自家用電気工作物）設備容量

- | | | | | |
|------------|------|---------|------|--------|
| (1) いわき清苑 | 受電設備 | 1275kVA | 発電設備 | 625kVA |
| (2) いわき南清苑 | 受電設備 | 700kVA | 発電設備 | 250kVA |

2 業務内容

- (1) 電気事業法に基づき定期点検（月次点検及び年次点検）、臨時点検（事故発生時等必要の都度実施）を実施し、巡視点検測定及び試験の結果、不良箇所があるときは、必要な指導及び助言を受けること。
- (2) 事故発生の場合は、応急措置等の指導を受けるとともに、事故原因の究明に協力を受け、再発防止対策の指導を受け、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規定に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を受けること。
- (3) 電気関係法令に基づく立入検査の立会を受けること。

3 注意事項

- (1) 施設の運営に支障をきたさないように実施すること。
- (2) 施設の異常又は、その他の非常事態を発見したときは、直ちに本市へ報告すること。

自動ドア保守点検業務標準内容

1 対象施設

いわき清苑及びいわき南清苑

2 設備等

(1) いわき清苑

場所	個数	種類
風除室（到着側）	2 個	引分け自動ドア
告別室	3 個	引分け自動ドア
炉前ホール（告別室側）	3 個	引分け自動ドア
台車置場	1 個	
炉前ホール（作業室側）	1 個	
炉前ホール（廊下側）	1 個	
収骨室（作業室側）	3 個	引分け自動ドア
収骨ホール	3 個	引分け自動ドア
風除室（お帰り側）	2 個	両開自動ドア
収骨前室	1 個	引分け自動ドア
待合棟ホール	1 個	引分け自動ドア
収骨前室	1 個	両開きドア

(2) いわき南清苑

場所	個数	種類
風除室 1	2 個	片引き自動ドア
風除室 2	2 個	両引分け自動ドア
炉前ホール（告別室側）	2 個	両引分け自動ドア
告別室（会葬者通路側）	1 個	両引分け自動ドア
炉室（炉前ホール側）	4 個	両引分け自動ドア
収骨室（炉前ホール側）	1 個	ダブルスライド自動 ドア
廊下 1（炉前ホール側）	1 個	ダブルスライド自動 ドア

2 保守点検の対象

- (1) 駆動装置 ドアエンジン本体
- (2) 制御装置 コントロール基盤
- (3) 検出装置 センサー、スイッチ類
- (4) 連結機構 レール、吊車、消耗部品等

3 保守点検の頻度

年1回以上

4 保守点検の内容

- (1) 点検・調整
エンジン内部の点検・調整
- (2) 取付調整
ボルト類の緩み、ガタ点検
- (3) 動作試験
センサーの動作試験
- (4) 消耗品交換
可動部品（吊車、ベルト、プーリ）の交換

5 保守契約の内容

- (1) 損害賠償事故が発生した場合に適用される施設賠償責任保険
- (2) 可動部品の交換修理費用が無償

別紙 9

空調機器等保守点検業務標準内容

1 設備及び業務内容

(1) いわき清苑

項 目	台数	点検内容 (オイル交換含む)
① 空冷式スクリーチラーユニット 日立製 RCUP3000A	2 台	保守点検 (年 2 回)
② 温水ボイラー 昭和ネオス製 SV-1604K-H	2 台	保守点検 (年 2 回うち 1 回は洗浄整備実施)
③ 冷温水ポンプ テラルキョクトウ製 SJ4-80×65J57.5 他	5 台	保守点検・清掃 (年 2 回)
④ 空調機 (エアハンドリングユニット) 東洋製作所製 AHU1～10	10 台	保守点検・清掃 (年 2 回)
⑤ GHP エアコン ヤンマー製 室外機 室内機	14 台 46 台	保守点検・清掃 (年 2 回)
⑥ EHP エアコン ダイキン製 SYGP80AV×3	3 台	保守点検・清掃 (年 2 回)
⑦ 送風機類 テラルキョクトウ製 FS-1 他	15 台	保守点検・清掃 (年 2 回)
⑧ 全熱交換器 (ロスナイ換気扇) 三菱電機製 LGH-65RX 他 LGH-200RS 他	3 台 12 台	保守点検・清掃 (年 2 回)

(2) いわき南清苑

項 目	台数	点検内容 (オイル交換含 む)
① 空調機 (エアハンドリングユニット) 新晃工業製 AHU1、2	2 台	保守点検・清掃 (年 2 回)
② EHP エアコン ダイキン製 EHP-1/1-1 (室外機 1 台、室内機 2 台) EHP-2 (室外機) EHP-2-1 (室内機) EHP-3/3-1 (室外機 1 台、室内機 1 台) EHP-4/4-1 (室外機 1 台、室内機 1 台) EHP-5/5-1、5-2 (室外機 1 台、室内機 1 台) EHP-6/6-1 (室外機 1 台、室内機 1 台)	1 組 1 台 4 台 1 組 3 組 5 組 3 組	保守点検・清掃 (年 2 回)

石油地下タンク設備点検業務標準内容【法定】

1 対象施設

- | | | | | |
|-----|--------|---------|----|---------|
| (1) | いわき清苑 | 石油地下タンク | 灯油 | 20,000ℓ |
| (2) | いわき南清苑 | 石油地下タンク | 灯油 | 8,000ℓ |

2 業務内容

消防法に基づき、法定点検等を実施すること。

(1) 石油地下タンク清掃

※ 清掃によって生じた廃油等は、公害の発生源とならないように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき業務実施者に適正に処理すること。

(2) 地下タンク等気密試験

地下タンク及び返油管等について、不燃ガスにより気密試験を概ね次の方法により実施する。気密試験結果報告書には、下記の事項について記入し、初圧時、終圧時の圧力計の写真を添付させること。

ア 条件：加圧圧力 20kPa、使用ガス窒素ガス、加圧時間 45 分（静置時間 15 分程度含む）

イ 測定箇所：タンク本体、給油管、送油管、返油管、通気管

ウ 記入事項：気密試験実施年月日、実施者名、加圧圧力（初圧時、終圧時）、加圧時間、試験結果についての所見、漏洩箇所

※ 試験の結果、漏洩箇所があるときは直ちに報告をすること。

1 対象施設

いわき清苑及びいわき南清苑

2 業務内容

(1) 測定箇所

ア いわき清苑 火葬炉 1 系列 排気筒

イ いわき南清苑 火葬炉 1 系列 排気筒

※ 測定する系列は、毎年別な系列とすること。

(2) 測定回数

ア いわき清苑 年 2 回

イ いわき南清苑 年 1 回

(3) 測定項目

ア 排ガス中のダイオキシン類

イ 排ガス中の一酸化炭素濃度及び酸素濃度

ウ ばいじん（ダスト）濃度、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度

業務用エアコン定期点検業務標準内容【法定】

1 設備及び業務内容

改正フロン法に基づき、法定点検等を実施すること。

(1) いわき清苑

項 目	台数	点検内容
① 空冷式スクリーチラーユニット 日立製 RCF3000AZ1B	2 台	定期点検（年 1 回） 簡易点検（年 4 回）
② GHP エアコン ヤンマー製 室外機 室内機	14 台 46 台	定期点検（3 年に 1 回） 簡易点検（年 4 回）

(2) いわき南清苑

項 目	台数	点検内容
① EHP エアコン ダイキン工業製 EHP-2（室外機） EHP-2-1（室内機）	1 台 4 台	定期点検（3 年に 1 回） 簡易点検（年 4 回）
② EHP エアコン ダイキン工業製 EHP-1/1-1（室外機 1 台、室内機 2 台） EHP-3/3-1（室外機 1 台、室内機 1 台） EHP-4/4-1（室外機 1 台、室内機 1 台） EHP-5/5-1、5-2（室外機 1 台、室内機 1 台） EHP-6/6-1（室外機 1 台、室内機 1 台）	1 組 1 組 3 組 5 組 3 組	定期点検（3 年に 1 回） 簡易点検（年 4 回）

ガスタンク設備点検業務標準内容

1 対象施設

いわき清苑

2 業務の内容

- (1) バルク特定供給設備点検
- (2) 供給管の漏えい試験
- (3) 受入設備の充てん時点検

直流電源装置保守点検業務標準内容

1 対象施設

いわき清苑及びいわき南清苑

2 設備内容

(1) いわき清苑

ア 整流器 全自動サイリスター整流器（定電圧装置付）

型式 DC 100V 30A

イ 蓄電池 制御弁式シール形据置鉛蓄電池

型式 MSE-100 100AH/10HR 54 個

(2) いわき南清苑

ア 非常照明用（400W） 小型シール鉛蓄電池 7.0Ah(12V) × 9 個 1 台

イ 非常照明用（1000W） 小型シール鉛蓄電池 15Ah(12V) × 9 個 1 台

3 業務内容

直流電源装置の保守点検を次のとおり実施すること。

保守点検 年 1 回

雨水槽清掃業務標準内容

1 対象施設
いわき清苑

2 設備規模
603.23 m²

3 業務内容
雨水槽の清掃を次のとおり実施すること。
清掃 年 1 回（雨水槽の排水～高圧洗浄及びブラッシング洗浄）

中央監視装置保守点検業務標準内容

1 対象施設

いわき清苑及びいわき南清苑

2 設備内容

- (1) 中央監視装置 一式
- (2) 端末通信装置
- (3) 空調機用コントローラー
- (4) 熱源用 DDC コントローラー (いわき清苑のみ)
- (5) インターホン
- (6) 無停電電源装置
- (7) コントロール・バス

3 業務内容

中央監視装置は、省力化、省エネルギー化、安全性の確保、快適環境の実現等を目的とした空調・衛生・熱源・受変電設備等の各種機器の総合的、効率的な管理、監視、制御を行うものである。中央監視設備の保守点検を次のとおり実施すること。

(1) 保守点検 年 1 回

ア 中央監視装置点検 (セントラルシステム、ローカルシステム)

イ 自動制御機器点検 (熱源廻り制御、オイルタンク廻り制御、空調機制御、外調機制御、床暖房制御、ファン発停制御、雨水貯留槽廻り制御、計測系統)

(2) 清掃 年 1 回

館内案内表示システム保守点検業務標準内容

1 対象施設

いわき清苑

2 設備内容

(1) いわき清苑

ア	待合総合案内表示板	1 台
イ	告別室入口表示器	3 台
ウ	炉前故人名表示器	9 台
エ	待合室入口表示器	8 台
オ	多目的ホール入口表示器	1 台
カ	進行状況モニター	3 台
キ	専用操作機	1 式
ク	レーザープリンター	1 台
ケ	データサーバー	1 台
コ	PDP コントローラー	1 式
サ	HUB (16 ポート)	2 台
シ	HUB (24 ポート)	1 台

3 業務内容

館内案内表示システムは、火葬予約及び案内表示並びに集積した各種データの管理を行うものである。館内表示システムの保守点検を次のとおり実施すること。

保守点検 年 1 回

- (1) 液晶モニター、PDP モニター、タッチパネル及びコントローラー（清掃及び動作確認、マザーボード電圧確認）
- (2) 表示サーバー（HDD 診断、清掃及びログ確認）
- (3) 総合試験（表示及び動作確認）

床暖房設備保守点検業務標準内容

- 1 対象施設
いわき清苑

- 2 設備規模

温水ヘッダー数	回路数	口径	面積 (㎡)
F H－1	2	2 0 A	4 0 . 5
F H－2	2	2 0 A	4 0 . 5
F H－3	3	2 5 A	4 0 . 5
F H－4	3	2 5 A	6 0
F H－5	3	2 5 A	6 0
F H－6	5	3 2 A	1 0 0
F H－7	3	2 5 A	5 9 . 1 7

- 3 業務内容

床暖房設備の点検を次のとおり実施すること。

保守点検 年 1 回

- (1) 制御装置、循環ポンプ、熱交換器（動作確認及び回転・音・目視点検）
- (2) 暖房配管等（不凍液の点検、配管圧力の点検等）
- (3) システム試運転

火葬炉設備保守点検業務標準内容

火葬場における火葬炉機能を最良の状態に保つため、指定管理者は火葬炉等の保守点検業務について、施設ごとに設置火葬炉のメーカーとの業務委託契約により、定期保守点検を行うこととする。なお、定期保守点検の標準内容は次のとおりとする。

1 設置火葬炉メーカー

- (1) いわき清苑 株式会社宮本工業所
- (2) いわき南清苑 富士建設工業株式会社

2 業務上の留意事項

- (1) 作業中の安全面より、作業は複数で行うこと。
- (2) 業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
- (3) 火気の使用時は、十分な消火機器を準備し立ち会い者を置くこと。
- (4) 本業務に必要な工具及びベルト、パッキン、熱電対等の消耗品は、全て施工側の負担とする。

3 報告

- (1) 本作業は作業計画書を本市に提出し、確認を得てから施工しなければならない。
- (2) 点検中緊急に処置を要すると判断される事項を発見したときは、直ちに本市に報告をし、その確認及び指示を受けること。
- (3) 作業終了後速やかに点検結果報告書を本市に提出し、その確認をえること。

4 工期および特記仕様

- (1) 本業務内容及び設備内容は、別紙「火葬炉設備保守点検業務特記仕様書」のとおり。
- (2) 保守点検は年2回実施すること。

5 その他

点検及び調整後、一年の範囲内で不具合が生じた場合はこれの調整及び対応、原因の究明に当たること。

火葬炉設備保守点検業務特記仕様書

この契約において保守点検すべき設備とは、各火葬場においてそれぞれ次にあげるものとする。

いわき清苑

名 称	点 検 項 目
主燃焼炉内点検調整	炉内・炉内台車・レール・断熱扉・同開閉装置
再燃焼炉内点検調整	炉内煉瓦・セラミック、立上り煙道、点検口の状況
燃焼機器点検調整	燃焼バーナー、流量計・圧力計、レギュレーティングコック、オイルコンパウンドの状況
制御機器点検調整	炉制御盤、指示調節計（各計装機器）炎監視装置、電磁弁、炉圧発信機
給排気設備点検調整	排気ファン、炉圧ダンパー、冷却送風機、排ガス温度制御ダンパー、燃焼空気ブロワ、排気筒、バグフィルター、熱交換器
付帯設備点検調整	送棺台車・収骨台、モニターカメラ、地震感知器等
その他	上記の設備に必要かつ適宜に設置されている配管配線、接続器具、開閉器具、表示器具、スイッチ、フィルター等

いわき南清苑

名 称	点 検 項 目
炉設備点検調整	主燃焼炉・再燃焼炉・断熱扉・炉内台車
燃焼装置点検調整	主燃焼用バーナー・再燃焼用バーナー・燃焼用空気送風機・台車車輪冷却送風機・オイルポンプ・オイルサービスタンク・可搬式ポンプユニット
排ガス処理装置 点検調整	排ガス冷却機・冷却用送風機・集塵設備・触媒装置
排気装置点検調整	排風機・煙道及びダクト・排気筒
付帯設備点検調整	冷却前室・残骨処理設備・飛灰処理設備・台車移送設備
電気計装設備 点検調整	中央監視装置・共通機器盤・動力制御盤・炉操作盤・冷却前室操作盤・各計装機器
運搬車等点検調整	棺運搬車・炉内台車運搬車

廃棄物等運搬処理業務標準内容

1 運搬先

廃棄物（棺の金属類等）の発生量により、随時、運搬し適正な処分をすること。

2 業務の履行義務

運搬する廃棄物（棺の金属類等）は灰飛散の恐れがあるため、飛散防止対策を実施し、かつ、作業員に対しマスク等の防護対策をすること。

残灰運搬業務標準内容

1 運搬先

残灰の発生量により随時、南白土墓園の保管ピットまで残灰を運搬し保管すること。

2 業務の履行義務

運搬する残灰等は飛散の恐れがあるため、飛散防止のため袋等に収納し、かつ、作業員に対しマスク等の防護対策をすること。

指定管理者と本市のリスク分担

指定管理者と本市のリスク分担は、原則として次のとおりとする。

種類	内容	負 担 者	
		市	指定管理者
1 物価等の変動	人件費、管理費（光熱水費等）の変動に伴う経費の増		○
2 金利変動	金利変動による経費の増加		○
3 法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
4 税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	その他の税制変更		○
5 政治、行政的な理由による事業内容変更	政治、行政的な理由により、指定管理者業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
6 施設整備に伴う業務範囲の変更	施設整備により、管理対象施設や業務範囲の変更が余儀なくされた場合の経費の変動	○	
7 施策による事業内容変更	施策により、指定管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増減	○	
8 不可抗力	自然災害その他本市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない事由による復旧費用	協議事項	
9 申請コスト	申請費用の負担		○
10 資金調達	必要な資金の確保		○

11 施設・設備の損傷に係わる工事及び修繕	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○ (経費外)
	上記以外で経年劣化、第三者の行為で相手方を特定出来ない修繕等（ただし、修繕の予定価格が1件あたり30万円未満で一会計年度の上限を100万円とする。）		○
	上記以外のもの及び大規模な改修費等の資本的費用である工事等	○	
	第三者の行為で相手方の特定できないもの等	協議事項	
12 安全管理	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等による費用の発生		○
13 保険加入	施設賠償責任保険		○
	火災保険	○	
14 第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	協議事項	
15 運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	施設、設備の不備や火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク	協議事項	
16 指定期間終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定期間中途に業務を廃止した場合における撤収費用並びに業務引継に要する費用		○

施設別の業務内容一覧	○（該当） －（該当無）	
業務名	いわき清苑	いわき南清苑
警備業務	○	○
清掃業務	○	○
除草植栽管理業務	○	○
給水設備保守点検及び 簡易専用水道検査業務	○	－
浄化槽保守点検管理業務	－	○
消防設備点検業務	○	○
環境衛生点検業務	○	○
自家用電気工作物保守点検業務	○	○
自動ドア保守点検業務	○	○
空調機器等保守点検業務	○	○
石油地下タンク設備点検業務	○	○
排ガス測定業務	○	○
改正フロン法に基づく 業務用エアコン定期点検業務	○	○
ガスタンク設備保守点検業務	○	－
直流電源装置保守点検業務	○	○
雨水槽清掃業務	○	－
中央監視設備保守点検業務	○	○
館内案内表示システム保守点検業務	○	－
床暖房設備保守点検業務	○	－
火葬炉設備保守点検業務	○	○
廃棄物等運搬処理業務	○	○
残灰運搬業務	○	○